

付加価値税 | 輸出代金の銀行送金要件

2026年7月

■ 文書

税務局は、2026年5月21日付で、付加価値税に関するオフィシャルレター3251/CT-CSを発行しました。

■ ポイント

銀行送金による支払いとは、契約条件および銀行規則に準拠した支払方法を用いて、輸入者の銀行口座から輸出者の銀行口座へ資金を振り込むことを指します。支払証明とは、輸出者の銀行が発行する、輸入者の銀行口座からの資金受領を確認する入金通知書です。外国の購入者が輸出委託業者に直接支払いを行う場合、輸出委託業者は銀行支払書類を保有している必要があり、支払条件は契約に明記されていなければなりません。

輸出業者が輸入業者から直接支払いを受け取らず、ベトナムの企業（直接輸出は行わないが、輸出商品の代金を受け取る企業）から支払いを受ける場合、その取引は、輸出商品およびサービスに関連する仕入付加価値税の控除および還付に必要な銀行送金による支払いの条件を満たしません。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

▶ ハノイ事務所

▶ ホーチミン事務所

▶ ウェブサイト

▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社は、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。